

茅ヶ崎市公告第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等について次のとおり公告します。

平成26年4月10日

茅ヶ崎市長 服部信明

1 入札に付する事項

(1) 事業の名称

（仮称）柳島スポーツ公園整備事業（以下「本事業」といいます。）

(2) 事業の場所

茅ヶ崎市柳島字向河原地内

(3) 事業の期間

事業契約締結日（平成26年12月を予定）から平成50年3月31日まで

(4) 事業の種別

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に基づき選定された特定事業

(5) 事業の概要

ア 統括管理業務

(ア) 統括マネジメント業務

(イ) 総務・経理業務

(ウ) 事業評価業務

イ 設計業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計業務

(ウ) 国庫補助金申請補助業務

(エ) 検査等対応業務

(オ) 地元説明会等の地元対応業務

(カ) 各種申請業務

(キ) 各種審議会等対応業務

(ク) その他業務を実施するうえで必要な関連業務

ウ 工事監理業務

(ア) 着工前業務

(イ) 工事監理業務

(ウ) 定期報告業務

(エ) 業務完了時業務

エ 建設業務

(ア) 着工前業務

(イ) 建設工事業務

(ウ) 備品等の設置業務

(エ) 完工後業務

(オ) 検査及び引渡し業務

(カ) その他業務を実施するうえで必要な関連業務

オ 維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 公園施設保守管理業務

(ウ) 設備保守管理業務

(エ) 備品等保守管理業務

(オ) 清掃業務

(カ) 植栽維持管理業務

(キ) 環境衛生管理業務

(ク) 修繕業務

(ケ) 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び公認再取得業務

カ 運営業務

(ア) 開園準備業務

(イ) 運動施設運営業務

(ウ) スポーツ教室事業の実施業務

(エ) 集客促進業務

(オ) 駐車場及び駐輪場の運営業務

(カ) 安全管理・防災・緊急時対応業務

(キ) 行政等への協力業務

(ク) 周辺施設との連携業務

(ケ) 事業期間終了時の引継ぎ業務

(6) 最低制限価格等

設定なし

2 入札の方法

この入札は、紙入札で執行します。執行は、「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業落札者決定方法及び落札基準（以下「落札者決定基準」といいます。）」に基づき行います。

3 入札に係る費用負担

この入札に要する費用は、全て応募者の負担とします。

4 入札参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成等

この入札に参加しようとする者（以下「応募者」といいます。）は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定に基づく施設（民間事業者が自らの提案により独立採算にて整備する自由提案施設を含む。以下「本施設」といいます。）の設計業務に当たる者（以下「設計企業」といいます。）、本施設の工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」といいます。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設企業」といいます。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」といいます。）及び本施設の運營業務に当たる者（以下「運営企業」といいます。）で構成することを基本とし、これらの業務に当たる者以外の企業を含むこともできることとします。

設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業のうち複数を、一企業が兼ねること並びに複数の企業が各業務を分担して実施することを可能とします。ただし、(3)ウ(オ)に示すとおり、建設企業は工事監理企業を兼ねることができません。

応募者は、構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとします。応募者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに担当する業務を明らかにしてください。

ア 構成企業とは、(6)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は業務を請け負わせることを予定する者をいいます。

なお、建設企業及び運営企業は「(3) 応募者の参加資格要件」に定めるように必ず構成企業に含めてください。

イ 協力企業とは、(6)に示す特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は業務を請け負わせることを予定する者をいいます。

構成企業及び協力企業の条件は次の表のとおりです。

	出資の条件	各業務に当たる企業の参画条件
構成企業	特別目的会社への出資が必要	建設企業及び運営企業は必ず構成企業として参画すること。
協力企業	特別目的会社への出資は不要	設計企業、工事監理企業又は維持管理企業が構成企業に含まれない場合は、必ず協力企業として参画すること。

応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面又は人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできません。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいいます。

(2) 構成企業及び協力企業の制限

入札参加表明書を提出してから落札者を決定するまでに、次のいずれかに該当する

者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定に基づく破産申立てがなされている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- オ 精算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別精算の申立てがなされている者
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく指示又は営業停止の処分を受けている者
- キ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）第3条又は第4条に基づく指名停止期間中の者
- ク 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当する者
- ケ 茅ヶ崎市（以下「市」といいます。）に税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がある者
- コ 厚生年金等の社会保険制度に加入していない者（任意適用事業を除きます。）
- サ 雇用されている者が退職する際に一時金を支給していない者
- シ 本事業に係る「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業に係る最適事業手法選定支援業務」又は「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業民間資金等活用アドバイザー業務」に関与した者及びその者と資本面又は人事面において関連がある者（(1)の記載事項参照。）
  - なお、本事業に係る業務に関与した者は次のとおりです。
  - (ア) 株式会社三菱総合研究所
  - (イ) 株式会社オオバ
  - (ウ) 株式会社松田平田設計
  - (エ) 東京丸の内法律事務所
- ス 本事業に係る「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業PFI事業者選定委員会」（平

成25年9月1日設置。以下「選定委員会」といいます。)の委員及び委員と資本面又は人事面において関連がある者(1)の記載事項参照)

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力並びに効率的かつ効果的に実施できる経験及び知識を有していなければなりません。

また、各業務に当たる企業は、次の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要があります。

ア 設計企業

(ア) 建築設計に当たる者

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。
- b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。
- c 平成元年以降に、次の要件を満たす施設(入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限り)を元請として設計した実績を有すること。

(a) 陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む敷地面積が10,000平方メートル以上の屋外体育施設の設計

(イ) 公園設計業務に当たる者

- a 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「造園」又は「都市計画及び地方計画」として認定されている者であること。
- b 平成元年以降に、次の要件を満たす施設(入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務が完了しているものに限り)を元請として設計した実績を有すること。

(a) 都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000平方メートル以上の都市公園の設計

(ウ) 設計企業が単独の場合は、(ア)及び(イ)の全ての要件を満たすこと。

(エ) 設計企業が複数の場合は、少なくとも1者が(ア)及び(イ)の全ての要件を満たすこと又は少なくとも1者が(ア)の全ての要件を満たし、かつ、別の1者が(イ)の全ての要件を満たすこと。

イ 工事監理企業

(ア) 建築工事監理業務に当たる者

- a 建築士法第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っていること。
- b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「建築設計」として認定されている者であること。

c 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理業務が完了しているものに限ります。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。

(a) 陸上競技場、野球場、サッカー場等を含む敷地面積が10,000平方メートル以上の屋外体育施設の設計又は工事監理

(イ) 公園工事監理業務に当たる者

a 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿のコンサルタントに登録されている者で、業種が「造園」又は「都市計画及び地方計画」として認定されている者であること。

b 平成元年以降に、次の要件を満たす施設（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに設計業務又は工事監理が完了しているものに限ります。）を元請として設計又は工事監理を行った実績を有すること。

(a) 都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000平方メートル以上の都市公園の設計又は工事監理

(ウ) 工事監理企業が単独の場合は、(ア) 及び(イ) の全ての要件を満たすこと。

(エ) 工事監理企業が複数の場合は、少なくとも1者が(ア) 及び(イ) の全ての要件を満たすこと又は少なくとも1者が(ア) の全ての要件を満たし、かつ、別の1者が(イ) の全ての要件を満たすこと。

## ウ 建設企業

(ア) 建築建設業務に当たる者

a 建設業法第15条の規定による特定建築業の許可を有していること。

b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「建築一式」として認定されている者であること。

c 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評価値が900点以上の者であること。

d 平成元年以降に、次の要件を満たす施設の新設又は改修工事（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに新設の引渡しが完了しているものに限ります。）を元請として施工した実績を有する者であること。

(a) 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程（公益財団法人日本陸上競技連盟）に基づく公認陸上競技場第4種以上の陸上競技場の建設工事

(イ) 公園建設業務に当たる者

a 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。

b 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の工事に登録されている者で、工種が「土木一式」として認定されている者であること。

c 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の登録時における経営事

項審査結果通知書の土木一式工事の総合評価値900点以上の者であること。

d 平成元年以降に、次の要件を満たす施設の新設又は改修工事（入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出する時までに施設の引渡しが完了しているものに限り、）を元請として施工した実績を有すること。

(a) 都市公園法第2条第1項の規定に基づく敷地面積が20,000平方メートル以上の都市公園又は敷地面積が20,000平方メートル以上の造成工事

(ウ) 建設企業が単独の場合は、(ア) 及び(イ) の全ての要件を満たすこと。

また、必ず(6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

(エ) 建設企業が複数の場合は、少なくとも1者が(ア) 及び(イ) の全ての要件を満たすこと、又は少なくとも1者が(ア) の全ての要件を満たし、かつ、別の1者が(イ) の全ての要件を満たすこと。

また、少なくとも当該要件を満たす者は(6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

(オ) 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

#### エ 維持管理企業

(ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。

(イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

(ウ) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が設置する体育施設（都市公園内に設置された体育施設を含みます。以下「公共体育施設」といいます。）に関して、維持管理を目的として業務の元請として1年以上の実績を有していること。

(エ) 維持管理企業が単独の場合は、(ア) から(ウ) までの全ての要件を満たすこと。

(オ) 維持管理企業が複数の場合は、少なくとも1者が(ア) から(ウ) までの全ての要件を満たすこと。

#### オ 運営企業

(ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置することが可能なこと。

(イ) 平成25・26年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

(ウ) 過去10年以内に、公共体育施設の運営に関して、指定管理者の代表企業として1年以上の実績を有していること。

(エ) 運営企業が単独の場合は、(ア) から(ウ) までの全ての要件を満たすこと。

また、必ず(6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

(オ) 運営企業が複数の場合は、少なくとも1者が(ア) から(ウ) までの全ての要件を

満たすこと。

また、少なくとも当該要件を満たす者は(6) に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

カ ア、イ、ウ、エ又はオに示す業務以外を担当する企業

(ア) 平成25・26年度に茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登録されている者であること。

(イ) 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務に当たること。

#### (4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された入札参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知します。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業が、次の場合に該当したときは失格とします。

ア 入札参加表明書提出以降、落札者決定までの期間に(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じたとき。

イ 選定委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行ったとき。

#### (5) 構成企業の変更

入札参加表明書により参加の意思を表明した後に、応募者の構成企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、(6)イに示す代表企業を除き、構成企業の追加及び変更を認めることがあります。

#### (6) 特別目的会社の設立

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を茅ヶ崎市内に設立することを要件とします。

イ 応募者の構成企業はSPCに出資することとします。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすることとし、構成企業の出資比率の合計は、全体の50パーセントを超えることとします。

ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはいけません。

### 5 入札に必要な書類を示す日時及び方法等

入札に必要な書類については、平成26年4月10日（木）から市のホームページにおいて公表します。

入札に必要な書類の入手方法は、市のホームページからのダウンロードによるものとします。



なお、公表する書類については、次のとおりです。

- (1) (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業入札説明書 (以下「入札説明書」といいます。)
- (2) (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業要求水準書
- (3) 落札者決定基準
- (4) (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業様式集
- (5) (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業基本協定書 (案)
- (6) (仮称) 柳島スポーツ公園整備事業事業契約書 (案) (以下「事業契約書 (案)」といいます。)

## 6 入札説明会

### (1) 日時及び場所

日時 平成26年4月17日(木) 午前10時から正午まで(予定)

※午前9時30分から受付開始

場所 茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室

(〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号)

### (2) 参加申込期間

平成26年4月10日(木) から平成26年4月16日(水) まで

### (3) 申込方法

入札説明書に記載するとおりです。

## 7 入札説明書等に関する質問(第1回)の受付及び回答

入札説明書等に関する質問(第1回)の受付及び回答については、次のとおりとします。

なお、質問の提出は入札参加の必須条件ではありません。

### (1) 受付期間

平成26年4月10日(木) から4月24日(木) まで

### (2) 提出方法

入札説明書に記載するとおりです。

## 8 入札説明書等に関する質問(第2回)の受付及び回答

入札説明書等に関する質問(第2回)の受付及び回答については、次のとおりとします。

なお、質問の提出は入札参加の必須条件ではありません。

### (1) 受付期間

平成26年5月19日(月) から5月26日(月) まで

### (2) 提出方法

入札説明書に記載するとおりです。

## 9 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出し、

入札参加資格の確認を受けることとします。

なお、期限までに入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできません。

(1) 受付期間

平成26年5月19日（月）から5月30日（金）まで

(2) 提出方法

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、持参又は郵送により提出することとし、電子メール等による申請は受け付けません。

持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参することとします。

郵送の場合は、5月30日（金）午後5時までに必着とし、「(仮称)柳島スポーツ公園整備事業入札関係書類在中」と朱書きのうえ、書留により送付することとします。

(3) 提出先

ア 持参の場合

茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課

(〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁9番63号 茅ヶ崎市総合体育館内)

イ 郵送の場合

茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課

(〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

(4) 提出書類

入札説明書に記載するとおりです。

10 入札参加資格確認の通知

市は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書を提出した者に対して、入札参加資格確認通知を平成26年6月6日（金）までに発送します。

なお、入札参加資格確認通知に併せて、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」といいます。）の提出時に使用する応募者記号を通知します。

11 入札日時及び提案書類の提出方法等

(1) 日時

平成26年7月18日（金）午前9時から午後3時まで

(2) 提出先

茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室

(〒253-0041 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号)

(3) 提出方法

提案書類は持参により提出することとします。

また、提案書類の提出に際しては、入札参加資格確認通知の写しを持参することとします。

## 1.2 入札保証金

入札参加者は、入札価格の100分の5以上の入札保証金を入札前までに市に納付しなければなりません。ただし、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第5条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

## 1.3 開札の日時及び場所

### (1) 日時

平成26年7月18日（金）午後4時

### (2) 場所

茅ヶ崎市総合体育館 2階 会議室

## 1.4 落札者の決定方法等

落札者の決定方法については総合評価一般競争入札とし、審査については、資格審査と提案審査の手順にて実施します。

また、提案審査は「基礎審査」及び「総合審査」から構成されます。

なお、詳細については、落札者決定基準に記載するとおりです。

### (1) 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認し、参加資格を満たしていない場合は、失格とします。

### (2) 提案審査

#### ア 基礎審査

基礎審査では、提案書類に記載される入札価格が予定価格を下回っているか否かを確認します。さらに、応募者からの提案内容が入札説明書等に示す基準を満たしているか否かを確認します。

なお、(ア) 及び(イ) の要件を満たしていない応募者は、審査対象外とします。

#### (ア) 入札価格の確認

入札価格については、予定価格の範囲内にあることを確認し、上回っている応募者は審査対象外とします。

#### (イ) 提案書類の確認

提案書類については、a から d までに示す事項を確認し、1項目でも満たしていない応募者は審査対象外とします。

##### a 一般事項

- (a) 要求した提出書類が全て揃っていること。
- (b) 指定した様式に必要事項が記載されていること。
- (c) 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。

(d) 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。

b 特別目的会社の組成

(a) 代表企業の出資比率が出資者中最大であること。

(b) 構成企業の出資比率の合計が50パーセントを超えること。

c 事業計画の妥当性

(a) 資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。

(b) 借入金の返済能力（ $DSR \geq 1.0$ ）があること。

(c) 入札価格について、算出根拠が明示されていること。

d スケジュール

(a) 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、開園準備期間等に明らかな矛盾がないこと。）。)

イ 総合審査

総合審査は、入札価格と提案内容の2つの面から評価を行い、市が示した要求をすべて満たすことができた応募者を対象とするものであり、価格の評価と、要求水準を超える優れた提案を評価するものです。入札価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価します。

なお、総合審査の結果、最も得点の高い提案を優秀提案として選定し、最も得点の高い提案が複数ある場合には、提案内容の得点が最も高い提案を優秀提案として選定します。

(ア) 入札価格の評価

最低の入札価格を提示した提案に満点（30点）を付与します。それ以外の入札価格については、次の式に従って評価します。

なお、評価の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求めます。

$$\text{入札価格の評価点} = (\text{最低の入札価格} \div \text{入札価格}) \times 30 \text{ 点}$$

(イ) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、落札者決定基準に基づき得点化します。

なお、評価の際は、210点満点で得点化した提案内容を70点満点に補正するとともに、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求めます。

$$\text{提案内容の評価点} = (\text{提案内容の得点} \div 210 \text{ 点}) \times 70 \text{ 点}$$

(3) 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

(4) 審査結果の公表

市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成26年10月中旬に市のホームページ等において公表します。

## 1 5 契約保証金

S P Cは、(1) 及び(2) の契約保証金を市に納付することとします。

なお、(1) 及び(2) の契約保証金は、(1) 及び(2) の金額を保証金額として、S P Cが自らの費用を負担して、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合又はS P Cを被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合、納付を免除します。

なお、詳細については、事業契約書（案）に記載するとおりです。

### (1) 設計・建設期間中

設計業務及び建設業務に係る対価（割賦金利を除きます。）の10パーセント以上の契約保証金を本事業契約締結時に納付するものとします。

### (2) 維持管理・運営期間中

維持管理業務及び運営業務に係る対価（修繕業務に係る対価を除きます。）の1年分に相当する額の10パーセント以上の契約保証金を本施設の引渡時に納付するものとします。

## 1 6 入札価格の記載等

入札価格は、市から受け取るサービス購入費を記載することとします。サービス購入費は、事業契約書（案）に定めた算定方法に従い算定することとします。

## 1 7 入札に関する注意事項

- (1) 応募者は、1つの提案しか行うことができません。
- (2) 入札書類の変更はできません。

## 1 8 無効となる入札

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 応募者の代表企業以外の者が行った入札
- (3) 入札参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 記名及び押印がない入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (6) 入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札
- (7) 入札に際して談合等の不正行為があった入札
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 1 9 事業契約の締結に係る市議会の議決

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、市議会の議決を得たときに効力が発生するものとします。

## 2 0 問合せ先

この入札についての問合せは、茅ヶ崎市文化生涯学習部スポーツ健康課へご連絡ください。（連絡先電話 0467-82-1111 内線6021）